

第3節 国際的な審査協力と運用の調和

1つの発明を、効率的にグローバルな知的財産として保護するためには、前節で述べたような制度面の調和に加え、審査の運用面の調和を図るとともに、国際的な審査協力を強化することが必要である。本節では、この15年の間に我が国が推進してきた審査の運用調和に向けた取組や国際的なワークシェアリングの取組について紹介する。

1. 特許審査の運用調和に向けた取組

(1) 審査の運用の比較研究

①新規性・進歩性・記載要件についての比較研究

日米欧三極特許庁は、質の高い出願書類作成を支援するとともに、各庁の審査について相互の理解を深め国際的な取組であるワークシェアリングにも役立てるため、新規性、進歩性（非自明性）及び記載要件について、三極特許庁の審査実務の比較研究を行い、その結果を出願人・代理人に周知してきた。

記載要件に関しては、2007年12月に法令・審査基準の比較研究を、2008年6月に事例研究を公開した。進歩性に関しては、2008年6月に法令・審査基準の比較研究を、2008年11月に事例研究を公開した。新規性に関しては、2009年11月に法令・審査基準の比較研究と事例研究の両方を公開した。

②バイオテクノロジー特許等に関する比較研究

日米欧三極特許庁では、バイオテクノロジー特許等に関して、以下の比較研究を行ってきた。

a. バイオテクノロジー特許に関する比較研究

1995年10月の三極首脳会合にて、バイオテクノロジー特許に関する審査の運用の比較研究を行うことが合意された。1996年11月の三極予備会合にて、この比較研究結果が報告された。

b. DNA断片の特許性に関する比較研究

1998年11月の日米欧三極特許庁長官会合にて、DNA断片に関連する発明についての三極特許庁の運用の相互理解を目指して、DNA断片の特許性について比較研究を行うことが合意された。1999年5月の三極特許庁専門家会合にて、この比較研究報告書が採択された。

c. 相同性検索¹の結果に基づいて機能を推定した遺伝子関連発明

2000年6月の日米欧三極特許庁専門家会合にて、遺伝子関連発明における各庁の審査実

¹ 「相同性検索」とは、生物から遺伝子を取り出し、その遺伝子の塩基配列を遺伝子配列解析装置を用いて決定し、得られた塩基配列情報と既存のデータベースに登録されている機能公知の遺伝子塩基配列情報とをコンピュータにより比較し、配列の一致の具合（相同性）を検索する手法のこと。

務に関する相互理解を一層深めるために、相同性検索の結果に基づいて機能を推定した遺伝子関連発明に関して、その有用性や進歩性の問題について、新たな比較研究を開始することが合意された。同年 11 月の三極特許庁長官会合にて、この比較研究報告書が採択された。

d. 「“リーチ・スルー” クレーム¹⁾」についての比較研究

「“リーチ・スルー” クレーム」の特許性に関する比較研究を行うことが 2001 年 5 月の日米欧三極特許庁専門家会合で合意され、同年 11 月の三極特許庁長官会合にて、その結果が報告された。

e. タンパク質立体構造関連発明²⁾についての比較研究

2002 年 5 月の日米欧三極特許庁専門家会合にて、タンパク質立体構造関連発明の特許性についての基準の明確化を行うため、タンパク質立体構造関連発明の特許性に関する比較研究を三庁共同で行うことが合意された。2002 年 11 月の三極特許庁長官会合にて、その結果が報告された。

f. SNPs（一塩基多型）³⁾及び Haplotypes（ハプロタイプ）⁴⁾に関する比較研究

2003 年 6 月の三極専門家会合にて、SNPs（一塩基多型）及び Haplotypes（ハプロタイプ）に関する比較研究の成果として、審査実務に関する報告書が採択された。

③コンピュータ・ソフトウェア特許及びビジネス方法関連発明に関する比較研究

日米欧三極特許庁では、コンピュータ・ソフトウェア特許及びビジネス方法関連発明に関して、以下の比較研究を行ってきた。

a. コンピュータ・ソフトウェア特許に関する比較研究

1995 年 10 月の三極首脳会合にて、コンピュータ・ソフトウェア特許に関する審査の運用の比較研究を行うことが合意された。1996 年 11 月の三極予備会合にて、この比較研究結果が報告された。

b. ビジネス方法関連発明に関する比較研究

1999 年 11 月の日米欧三極特許庁長官会合にて、ビジネス方法関連発明の審査実務につ

¹⁾ 「“リーチ・スルー” クレーム」とは、現に開示されている発明に基づいて将来なされるであろう発明をも包含するクレームのこと。

²⁾ タンパク質の立体構造について、三次元の座標を解析し、得られたデータに情報工学を適用して医薬開発を行う技術に関連する発明。

³⁾ スニップス (SNPs) Single Nucleotide Polymorphisms (一塩基多型) の略。SNPs は、個人間における遺伝子の違いを意味する。ヒトの場合、各人が持っているゲノム (DNA) は、それぞれ約 0.1% ずつ異なっている。

⁴⁾ ハプロタイプとは、まとまって子孫へ伝わる SNP のセットのこと。いずれも薬剤の効果・副作用、疾患の発症などの個人差に関与し、その解析が、テーラーメイド医療実現のための有効な方策であるとされている。

いての三極特許庁の運用の相互理解を図るため、比較研究を行うことが合意された。この合意に基づいて、日米間で比較研究が実施され、2000 年 6 月の三極特許庁専門家会合において、その報告書が採択された。

(2) 国際審査官協議

複数の国での特許取得が活発化するにつれ、各国特許庁が行う先行技術調査業務や審査業務の重複を軽減することが強く求められるようになった。かねてより我が国は、先行技術調査結果・審査結果の相互利用を推進するとともに、法制度及び審査基準の調和に向け、WIPO や日米欧三極特許庁長官会合等の場で、先導的役割を担ってきた。

先行技術調査結果・審査結果の相互利用等を推進するためには、さらに、各国の審査官同士の相互信頼の醸成と各国実務の相互理解の深化も必要となる。こうした背景から、我が国は、各国特許庁間で審査官を相互に派遣し直接議論を行う国際審査官協議を継続的に実施してきた。

最も実績の多い欧州特許庁との審査官協議の開始は 1990 年にまでさかのぼる。開始当初は、小規模な取組であったが、先行技術の調査方法や検索システムなどについて一層の相互理解を深め、互いの検索環境を向上させる必要性を認識するに至り、2000 年度に規模を拡大した。規模拡大以後、2009 年度時点までの相互の派遣累積人数は、407 人（派遣 228 人、受入れ 179 人）に上る。この取組を通じて、日欧間におけるサーチ・審査実務に関する相互理解は確実に深化してきたといえる。

その他の国との審査官協議について見ると、1997 年 11 月の日韓長官会合においては、制度・運用の相互理解及び共通案件を用いたサーチ結果の比較検討を行うことを目的として、日韓審査官協議を開始することが合意された（2000 年度からの相互の派遣累積人数は、派遣 21 人、受入れ 18 人）。また、1999 年 5 月の日独長官会合では、共通案件を用いたサーチ結果の比較検討やサーチツールの研究を行うことを目的として、日独審査官協議の開始が合意された（2000 年度からの相互の派遣累積人数は、派遣 24 人、受入れ 21 人）。いずれの協議も、現在まで定常的に実施している。

さらに、2007 年 11 月の日中長官会合においては、制度や審査実務の調査を行うことを目的とする日中審査官協議の開始が合意され、2008 年度に 3 人を派遣、2009 年度に 4 人の受入れを行った。

近年の複数国との特許審査ハイウェイの開始や特許庁間のネットワークの発達によって、他庁の審査結果を利用する機会や、我が国の審査結果が他庁の審査官に参照される機会は増加の一途をたどっており、それに伴い審査官同士の直接的な交流が可能である国際審査官協議の役割はますます高まっている。2009 年度には、我が国が特許審査ハイウェイを締結している英国、カナダ及びロシアの各特許庁にも審査官を派遣し（各 2 名）、サーチ・審査環境や制度の調査を行った。

また、2004 年度には、日米欧の審査官が一堂に会し、サーチツールやサーチ戦略に関する検討やワークシェアリング推進のための意見交換を行うことを目的とした三極審査官会合が開始された。2009 年 3 月の三極戦略作業部会では、三極審査官会合をワークシェアリ

ング推進のためのサポートツールとしても利用することが合意された。2009 年度までに、延べ 28 人の審査官を派遣し、24 人の審査官の受入れを行っている。

2005 年度からは、日米欧の内部分類調和に目的を特化した審査官分類協議が開始された。相互に審査官を派遣することで、例えば仮分類表案に基づく分類付与を試験的に行いその有用性確認や修正をするなど、対面式で議論を集中的に行った。その結果、電子フォーラム上の議論と比して、多くの分類調和プロジェクトの進展が加速された。2009 年度までに、延べ 76 人の審査官の派遣又は受入れを行っている。

【審査官協議の派遣・受入れ実績】

(1) 派遣

派遣先 \ 年度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
欧州(二庁間)		30	32	27	32	33	16	17	17	16	8	228
三極会合	欧州	—	—	—	—	4	—	4	—	4	—	12
	米国	—	—	—	—	4	—	4	4	—	4	16
ドイツ		1	1	1	2	3	4	4	4	—	4	24
韓国		1	1	1	—	4	2	2	2	6	2	21
英国		1	—	1	2	—	—	2	—	—	2	8
スウェーデン		2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	3
中国		—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
カナダ		—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
ロシア		—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2
計		35	34	30	37	48	22	33	27	29	24	319

(2) 受入れ

派遣元 \ 年度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
欧州(二庁間)		11	31	30	29	19	15	15	15	14	—	179
三極会合	欧州	—	—	—	—	—	4	—	4	4	—	12
	米国	—	—	—	—	—	4	—	4	4	—	12
ドイツ		1	1	1	1	2	3	4	4	—	4	21
韓国		2	—	1	4	—	2	2	2	2	3	18
英国		2	—	—	1	—	2	—	—	—	—	5
スウェーデン		—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2
オーストラリア		—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
デンマーク		—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
中国		—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	4
計		16	32	32	35	23	31	21	31	24	11	256

(資料) 特許庁作成

【審査官分類協議の派遣・受入れ実績】

(1) 派遣

派遣先 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
欧州	—	—	—	—	—	19	7	7	7	3	43
米国	—	—	—	—	—	8	7	—	7	—	22
計	—	—	—	—	—	27	14	7	14	3	65

(2) 受入れ

派遣元 \ 年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	計
欧州	—	—	—	—	—	—	6	—	—	2	8
米国	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	3
計	—	—	—	—	—	—	9	—	—	2	11

(資料) 特許庁作成

2. 特許審査における国際的なワークシェアリング

経済のグローバル化を背景とする世界的な特許出願の増加に伴い、同一の発明が複数の特許庁に出願されるいわゆる重複出願も増加しており、各国特許庁の審査負担が増加している。このような状況の中、2000年代に入ると、それまでの制度調和・運用調和の動きに加え、一つの発明が効率的かつ的確に審査され、出願人にとってみれば、その一つの発明を効率的にグローバルな知的財産として保護できる、より実質的な国際協力の枠組みを構築することを目指し、各国特許庁間での特許審査のワークシェアリングを推進する動きが活発化してきた。

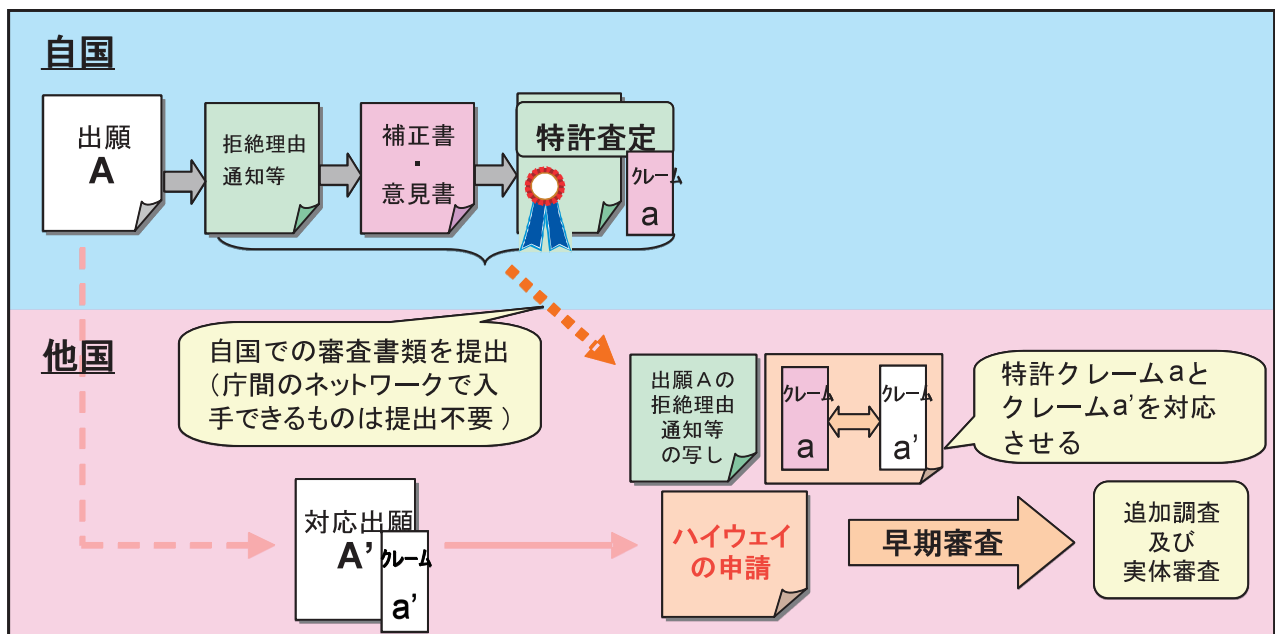
審査におけるワークシェアリングの原則は、最初に出願された庁（第1庁）が、先にサーチ・審査結果を提示し、他庁がその結果を利用するというものであり、ワークシェアリングの類型として、①先行技術のサーチ結果を利用するもの、②特許性判断のロジックまでを利用するもの、③最終判断まですべてを利用するもの、など様々なものがある。未だ国際的には、制度や審査実務の調和が必ずしも十分ではなく、審査判断等を含めた審査の質や審査着手時期などが不均一であるため、他庁の結果の利用にも限界があるが、上記①-③のどのレベルにおいても、第1庁の審査結果の妥当性を検討することにより、妥当である部分については重複作業を排除し、妥当でない部分については第2庁が補完的にサーチ・審査を行うことにより、審査結果をより適切なものへとすることが可能であるので、安定した権利設定、審査の効率化を図るために有効である。

こうした点を踏まえ、日本国特許庁は、各国特許庁と協力しつつ、ワークシェアリングを推進するために、上記③のレベルの特許審査ハイウェイ、②のレベルのJP-FIRST及び新ルート、①のレベルのトライウェイの取組を行ってきた。とりわけ、審査の質の調和及びワークシェアリングの効率化の観点から、最終判断までを利用する特許審査ハイウェイが有用であることから、日本国特許庁が積極的に推進し、ここ数年で全世界的な取組となってきた。

(1) 特許審査ハイウェイ (PPH)

PPH は、自国で特許になった場合に、出願人の選択に応じて、外国特許庁に自国特許庁の審査経過書類等を提出することにより、外国において簡易な手続で早期審査を受けることができるようにする仕組みである。PPH は、2009 年に開催された G8 ラクイラ・サミットの首脳宣言の中でも言及されるなど、世界中に認知されるようになってきている。本項では、PPH がどのような経緯を経て提案され、そして、現在に至るまでにどのように発展してきたかを振り返る。

【PPH の概要】



（資料）特許庁作成

出願増により各国特許庁では審査順番待ち期間が長期化し、重複出願をいかに効率的に審査するかが各庁共通の課題となっていた。PPH が提案されるまでも、日本国特許庁は、他国の特許庁と協力し、審査負担軽減のため、他庁の行った先行技術調査・審査の結果を利用する特許審査協力の取組を推進してきた。代表的な取組としては、「三極共同サーチ・プロジェクト」及び「相互利用プロジェクト」がある。

①三極共同サーチ・プロジェクト

1998 年から 1999 年にかけて、日米欧三極特許庁の審査官が同時にサーチを行い、その結果を比較する「三極共同サーチ・プロジェクト」が行われ、先行技術調査実務・審査実務の異同の検討が行われた。

②相互利用プロジェクト

日本国特許庁と米国特許商標庁は、サーチ・審査結果を相互利用することが、増大する審査負担に対処するための有効な施策であるとの共通認識に至り、2002 年 6 月には、共同

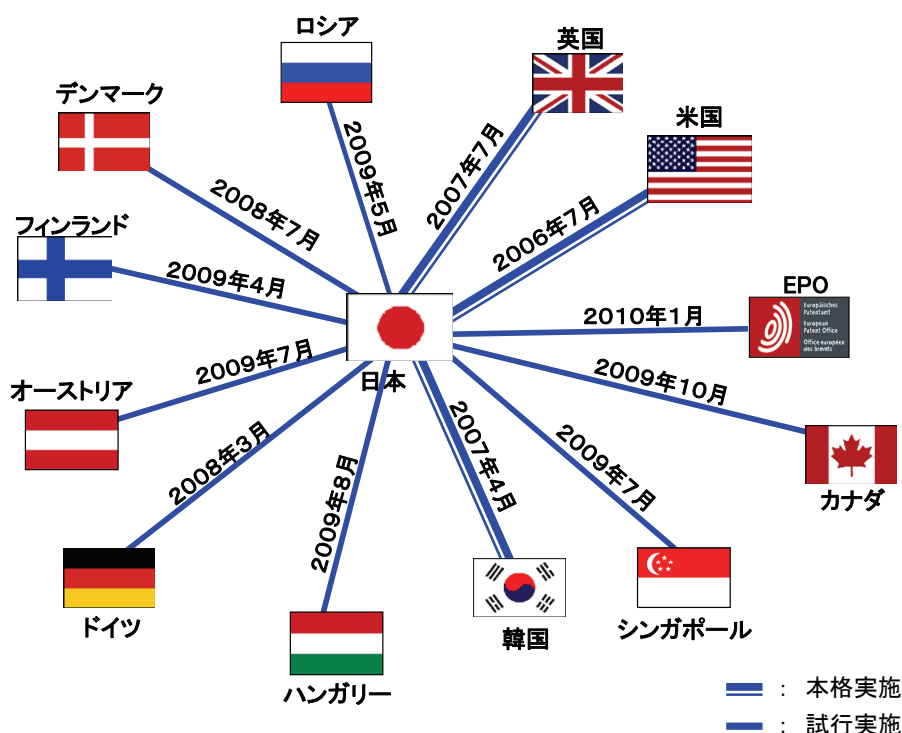
プロジェクトを立ち上げることに基本合意し、2003年1月より、サーチ・審査結果の利用性の評価が行われた。その後、本プロジェクトは、欧州特許庁も含めた日米欧三極特許庁のプロジェクトである「相互利用プロジェクト」に拡大した。これらのプロジェクトの結果、複数の国へ同一の出願がなされている場合、最初に出願された国の特許庁（第1庁）がその後に出願される国の特許庁（第2庁）の対応出願の審査より前に先行技術調査を行った場合には、第1庁の先行技術調査結果の利用により第2庁の審査負担の軽減と質の向上の効果があることが確認された。

この検討結果を受けて、三極特許庁は、各庁の審査経過書類を相互に照会できるようにするために、ドシエ・アクセス・システムを構築し、2004年10月までにそれぞれ稼働を開始した。

こうした取組を経て、第2庁における更なる審査負担の軽減のために、出願人に、第2庁の出願の請求項を、第1庁で特許可能と判断された請求項に対応させることを課す一方で、第2庁において早期審査を受けられるインセンティブを与えるという施策として PPH が提案された。PPH により、特許審査の国際的なワークシェアリングが推進され、出願人は海外で早期に安定した権利を取得することが可能となる。

2006年7月より、日米間で試行プログラムが開始されて以来、PPH 締結国は着実に増加しており、2010年4月末時点では、日米間、日韓間、日英間、日独間、日デンマーク間、日フィンランド間、日露間、日オーストリア間、日シンガポール間、日ハンガリー間、日カナダ間、日欧間で、本格実施若しくは試行されている。

【日本と他国間の特許審査ハイウェイのネットワーク】



(資料) 特許庁作成

日本との間で本格実施をしている PPH の利用件数は、2010 年 1 月末時点で、日本から米国への申請が 1920 件、米国から日本への申請が 738 件、日本から韓国への申請が 348 件、韓国から日本への申請が 86 件であり、その他の PPH の利用も着実に増加している。

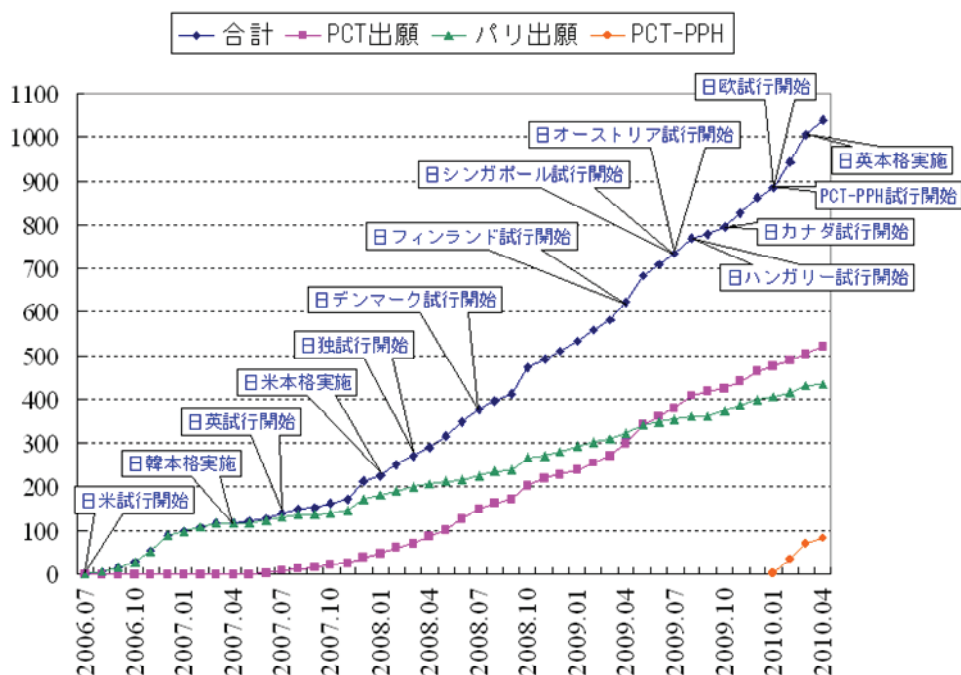
【PPH の申請件数（2010 年 1 月末時点）】

*1: 2010年3月末時点 *2: 2010年3月1日時点

	第2庁														
第1庁		日本	米国	韓国 (※1)	英国	独国	カナダ	オーストラリア	デンマーク	EPO (※2)	シンガポール	フィンランド	ロシア	オーストリア	ハンガリー
	日本		1920	371	16	220	0	-	1	1	0	0	8	0	0
	米国	738		173	16	1	837	40	0	18	1	0	-	-	-
	韓国	86	397		0	-	0	-	0	-	-		0	-	-
	英国	12	79	0		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	独国	45	15	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	カナダ	0	28	0	-	-		-	0	-	-	-	-	-	-
	オーストラリア	-	32	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
	デンマーク	1	15	0	-	-	0	-		-	-	-	-	-	-
	EPO	0	30	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-
	シンガポール	0	1	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
	フィンランド	3	3	0	-	-	-	-	-	-	-		-	-	0
	ロシア	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-
	オーストリア	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		0
	ハンガリー	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	

（資料）特許庁作成

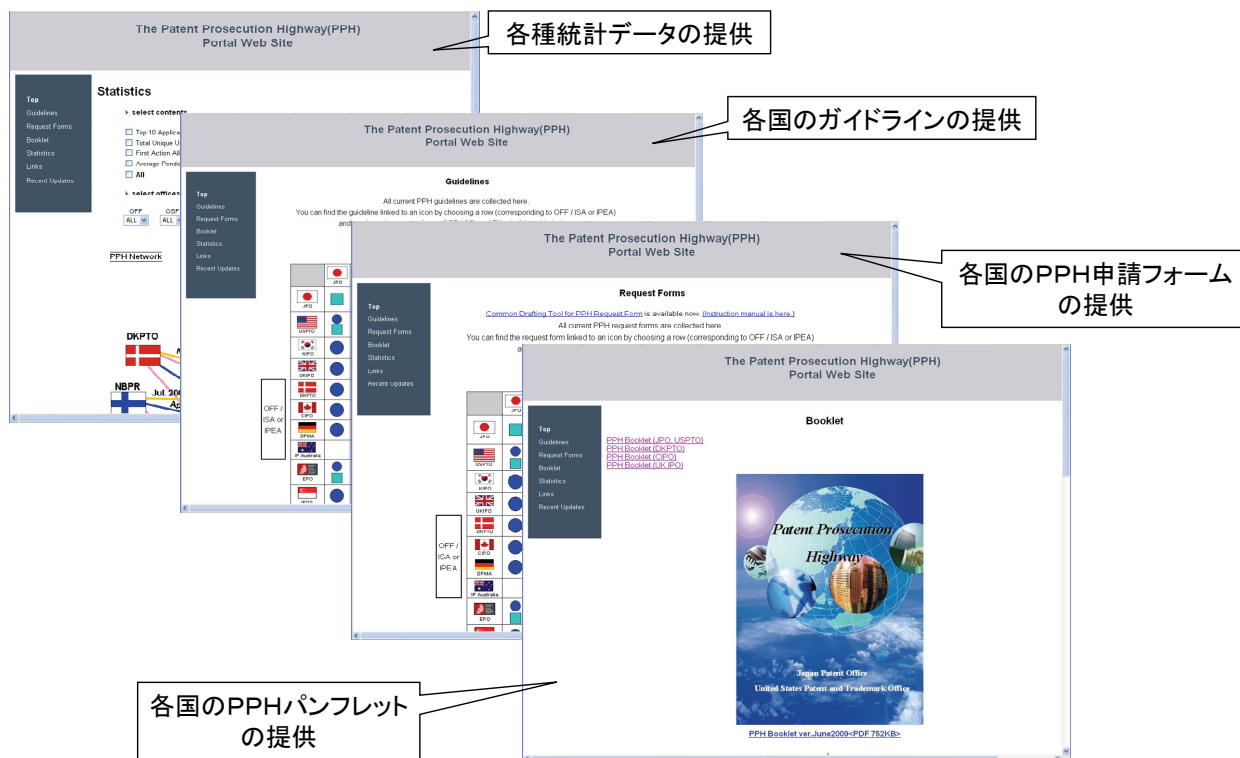
【日本国特許庁への申請件数（2010 年 4 月時点）】



（資料）特許庁作成

このように、PPH が多くの出願人に利用され、また、PPH 締結国が増加していくにつれ、各庁間における PPH の申請要件や手続の標準化に対する要望といった、既存の PPH プログラムの更なる充実化に対する要望が出願人側から数多く挙げられるようになった。このような要望を受けて、2009 年 2 月には、PPH における申請要件及び手続の各国間での共通化を図るべく、第 1 回多国間 PPH 長官会合及び実務者会合が開催された。2009 年 5 月に開催された第 2 回多国間 PPH 実務者会合では、PPH における申請様式の共通化を目指すことや、第 2 庁に提出する書類の機械翻訳の利用等、一部の PPH の申請要件の標準化について基本的な合意がなされた。そして、2009 年 9 月に開催された第 2 回多国間 PPH 長官会合では、PPH 申請様式の共通化に向けた事項として、各庁における既存の PPH 申請書を共通のインターフェースで作成できる申請書作成ツールを日本国特許庁が作成して提供すること、PPH 関連情報をワンストップで取得することができるポータルサイトを作成すること、第 1 庁のオフィスアクションの翻訳文については、原則的に機械翻訳を容認すること、について合意された。このように、PPH 締結国の拡大と共に、出願人の作業負担の軽減や、PPH に対する公衆啓発等を目的とした既存の PPH プログラムの充実化も着実に行われている。

【PPH ポータルサイト¹⁾】



(資料) 特許庁作成

既存の PPH の発展と共に、新たな形態の PPH についても検討が行われてきた。2009 年 11 月に開催された日米欧三極特許庁長官会合では、PCT に基づく国際出願について国際段階で特許性を有するとの見解が示された場合において、対応する国内出願について早期審査

¹ <http://www.jpo.go.jp/pph-portal/index.htm>

を受けることを可能とする PPH (PCT-PPH) の試行プログラムの日米欧三極特許庁間での開始が合意され、2010 年 1 月 29 日から開始された。

(2) JP-FIRST

日本国特許庁の一次審査結果を早期発信し、各国特許庁において我が国の一次審査結果の利用を促進するために、2008 年 4 月から優先権基礎出願の早期審査着手 (JP-FIRST: JP-Fast Information Release Strategy) を実施している。

JP-FIRST とは、パリ優先権主張¹の基礎となる特許出願のうち、出願日から 2 年以内に審査請求されたものを、ほかの出願に優先して審査着手 (ただし、PCT 出願の基礎となった出願は対象外) する取組であり、審査着手は、審査請求と出願公開のいずれか遅い方の日から、原則 6 か月以内に行い、出願から 30 か月を超えないようにするものである。

(3) 新ルート

パリルートの出願について、第 1 庁に出願することによって同日に第 2 庁に出願したものとみなし、第 1 庁でのサーチ・審査結果を第 2 庁に一定期間内に発信するとともに、出願人に第 2 庁への移行の有無を判断するための十分な時間的猶予を与える新たな枠組みである。2008 年 1 月より日米間で模擬的試行を開始し、2009 年 1 月まで試行申請を受け付けた。その結果、日本国特許庁が受け付けた参加申請件数は 25 件であり、そのうち、参加が認められたものは 24 件であった。

(4) トライウェイ

トライウェイとは、第 1 庁のサーチ結果を、第 2 庁、第 3 庁が利用して速やかにサーチ・審査を行うものである。対象となるのは、米国特許商標庁を第 1 庁出願とし、後にパリルートで欧州特許庁及び日本国特許庁に出願される若しくは出願された案件であって、各庁の特許請求の範囲の記載が十分に対応しており、出願人が本試行への参加を希望した案件である。日米欧三極特許庁間で 2008 年 7 月 28 日から 1 年間試行を行った。その結果、参加申請件数は 17 件であり、そのうち、参加が認められたものは 16 件であった。

¹ パリ条約の同盟国である国 (第 1 国) において出願した者が、その特許出願の出願書類に記載された内容についてほかのパリ条約の同盟国 (第 2 国) に出願する場合に、第 1 国への最初の出願の日から第 2 国への出願の日までの期間が 12 か月以内である場合に限り、新規性、進歩性等の判断に関し、第 2 国への出願について第 1 国への出願の日においてしたものと同様の取扱いを受ける権利を主張すること。

3. 長官級会合

<日米欧三極特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
13	1995 年 10 月	アメリカ (ワシントン)	特許公報の書誌事項、発明の英文による要約及び代表図面を 1 ページにまとめたファーストページデータベースの構築、特許情報検索システムの相互提供等、特許情報分野の協力において進展。
14	1996 年 11 月	オランダ (ハーグ)	これまでの三極協力における成果を高く評価するとともに、国際的経済活動、先端技術を中心とする国際的研究開発活動に対処するため、特許庁の相互承認を将来的に目指すべきだとの提案がなされ、この目標に向けて課題を検討していくことに合意。
15	1997 年 11 月	日本 (京都)	三極特許庁は、産業及び貿易のグローバル化に伴い、世界特許のシステムの必要性を認識し、「京都行動計画」の実施に合意。
16	1998 年 11 月	アメリカ (マイアミ)	三庁は、「サーチ結果交換」や「サーチ及び審査の相互理解」、「マネジメント情報交換」など 9 つの点に合意。
17	1999 年 11 月	ドイツ (ベルリン)	「新技術分野でのサーチ及び審査についての協力推進」や「特許の国際的な電子出願」などの分野において合意。
18	2000 年 11 月	日本 (淡路島)	「PCT の改善に関するワーキング・グループの設置」、「データベースに関する情報交換」、「先端技術」に関する確認・合意。
19	2001 年 11 月	アメリカ (サンフランシスコ)	「2 つのワーキング・グループの設置」によりワークロード問題に対処する方針を固めるとともに、「リーチ・スルー」クレームの特許性に関する比較研究報告書を採択。
20	2002 年 11 月	オーストリア (ウィーン)	三庁が共通に抱える問題について報告や将来戦略の確認。また、2002 年 5 月の三極専門家会合で作成された案に基づいたプロジェクト新規枠組みについて検討し、当該枠組みを採択。
21	2003 年 11 月	日本 (東京)	経済のグローバル化に対応した特許制度の在り方について議論がなされ、「特許爆発」ともいえる世界的な特許出願の急増を受けて、世界の特許出願の約 8 割が集中する三極特許庁が協力して審査を行う体制へ移行するよう合意。
22	2004 年 11 月	アメリカ (ワシントン)	サーチ・審査結果の相互利用の推進、ドシエ・アクセス・システムの開発とその最大有効活用に向け検討。また制度調和に関して議論。
23	2005 年 11 月	ドイツ (ミュンヘン)	三極特許庁は、サーチ及び審査結果の相互利用はワークロード及び庁間の作業の重複を低減する重要な要素であることを確認した。また、ユーザー三極の提案を考慮し、特許出願の形式面での標準化のための作業部会を創設。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
24	2006 年 11 月	日本 (東京)	ワークシェアリングの発展や三極審査官会合、特許審査ハイウェイの実施など、広範な分野において合意。
25	2007 年 11 月	アメリカ (ワシントン)	「特許審査における協力と調和の強化」、「国際的なワークシェアリングに向けた協力の強化」、「三極共通の特許出願様式の導入」、「IT インフラの協力強化」について合意。
26	2008 年 11 月	オランダ (ハーグ)	経済のグローバル化を背景とした世界的な特許出願の急増と、三極特許庁への出願の集中に対応するため、特許審査ハイウェイの三極特許庁間での早期実現を目指すなど、審査の迅速化と質の向上を図る取組を加速化することに合意。
27	2009 年 11 月	日本 (京都)	PPH 等について精力的に議論を行い、三極特許庁間の審査のワークシェアリングの取組を強化。

<五大特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	2007 年 5 月	米国 (ハワイ)	大規模特許庁が直面する共通の課題や解決方法について、各庁長官間で自由な意見交換に基づく政策対話を行った結果、五庁が世界で果たすべき役割の重要性について意見が一致。具体的には、テーマごとに各庁の提案や取組状況についての更なる情報共有を、合意されたスケジュールに沿って実施することで合意。
2	2008 年 10 月	韓国 (済州島)	五庁における特許出願の増加と審査順番待ち期間の長期化によって、イノベーションが阻害されることを懸念し、五庁間の重複作業を可能な限り少なくすることが重要であるとの認識を共有。五庁がワークシェアリングに向けた取組を協調して進めていくことで合意。具体的な取組として、各庁は、ワークシェアリングを推進するプラットフォームとして、10 の基礎プロジェクトを進めることに合意。
3	2010 年 4 月	中国 (桂林)	3 つの作業部会において 10 の基礎プロジェクトに関して決定された事項を評価・承認。各プロジェクトの進展と更なるワークシェアリングの促進に向けた今後の取組のほか、我が国が提唱する出願書類等の XML データの記述様式の国際標準化の重要性、今後の五庁協力の短期・中期・長期目標の設定などについて議論し、五庁協力を更に強化していくことで合意。

<日中特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	1994 年 3 月	日本 (東京)	中国からの PCT 調査団の受入れ、我が国における審査実務を紹介するための専門家派遣、日中特許庁長官会合の定期開催等について合意。
2	1995 年 3 月	中国 (北京)	中国の産業財産権制度の更なる改善及び運用の透明化、不正商品の取締りについて要望。エンフォースメントにおける研修等、中国の人材育成協力に合意。
3	1996 年 5 月	日本 (東京)	機械化、人材育成に関する意見交換。我が国出願人とのユーザーズ会合の継続開催を要請。
4	1997 年 5 月	中国 (北京)	人材交流の拡充について合意。中国専利法改正、F タームデータの提供、エンフォースメントについて意見交換。
5	1998 年 6 月	日本 (東京)	専利法改正に関する意見交換。我が国より国際審判官会議への出席を要請。中国からの短期・長期研修生の受入れ、電子出願調査団、審判制度調査団の受入れに合意。
6	1999 年 5 月	中国 (北京)	中国の無審査実用新案制度の改善を要望。模倣品対策の情報交換のための窓口の設置に合意。中国の機械化の協力、研修生の受入れ等について検討。
7	2000 年 10 月	日本 (東京)	特許・実用新案・意匠の公報全文イメージデータを交換することを検討。人材育成における協力の継続を確認。模倣品対策強化のための具体的な情報交換を行うことに合意。
8	2001 年 10 月	中国 (北京)	模倣品対策の強化、審査基準・審査実務に係る情報交換等の両庁間協力を検討。中国が無効審判事件の審理迅速化への取組を強化することを確認。中国の制度・運用に対する改善を要請。
9	2002 年 11 月	韓国 (ソウル)	人材育成、特許情報のデータ交換、法改正に関する情報交換等のこれまでの協力関係の継続に合意。中国における特許審査の遅延問題についての対応、新規性判断基準における外国公用の導入を要請。
10	2003 年 11 月	中国 (北京)	我が国の専門家の派遣、審査部長級会合の開催、中国の研修生受入れ、審査官への最新技術研修等の協力に合意。中国の特許審査遅延問題解消、模倣品対策推進について要請。
11	2004 年 11 月	日本 (東京)	我が国より、特許における外国語（英語）書面出願制度、優先審査制度、新規性判断基準における外国公用の採用等を紹介。専門家派遣の継続、日中審判会合の開始に合意。模倣品対策について意見交換。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
12	2005 年 11 月	中国 (北京)	中国における知的財産制度及びその運用の改善のため、人材育成協力の強化、次回の日中審判会合のテーマを意匠分野とすることに合意。中国における特許出願の急増に対応するため、将来的なサーチ・審査結果の相互利用をも視野に入れ、ドシエ・アクセス・システムの連携等を含む機械化協力を検討。
13	2006 年 11 月	日本 (東京)	中国の知的財産戦略の策定や、専利法改正についての意見交換。我が国より日米欧での取組と同様に、他国のサーチ・審査結果を利用するワークシェアリングの導入を提案。日中審判会合（意匠）の継続に合意。意匠データベース及び意匠分類に関する協力を行うことに合意。
14	2007 年 11 月	中国 (北京)	専利法改正に関する意見交換。特許審査官の相互派遣（審査官協議）、両国の人材育成機関間の交流の開始に合意。日中両庁知的財産協力 30 周年の記念イベントの開催に合意。
15	2008 年 12 月	日本 (東京)	特許、実用新案、意匠の全文テキストデータの交換、機械化協力の継続、日中人材育成機関間の協力覚書（MOC）締結に向けた作業の開始に合意。
16	2009 年 12 月	中国 (西安)	日中特許庁間協力覚書（MOC）を締結し、これまで行ってきた知的財産法制度に関する協力や人材育成、知的財産の一層の保護に向けたあらゆる側面における情報・経験の交換等において、引き続き協力関係を強化していくことに合意。

<日韓特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
7	1995 年 12 月	日本 (東京)	韓国特許庁の機械化、人材交流、周知商標の保護に関する協力、APEC アクションアジェンダの具体的実施などについて合意。
8	1996 年 11 月	韓国 (ソウル)	APEC の知的所有権分野での活動、模倣品の取締り強化、国際フォーラムでの工業所有権協力議会の設置などについて確認・合意。
9	1997 年 11 月	日本 (東京)	韓国に対して包括委任状制度の採用、応答期間の延長手続の改善等について要請。韓国より両特許庁で意匠及び商標の専門家会合の開催を提案。
10	1999 年 1 月	韓国 (テジョン)	WTO、WIPO、APEC での知的財産に関する国際的論議における協調についての検討、模倣品対策への取組、機械化協力、人材交流などについて合意。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
11	1999 年 11 月	日本 (東京)	サーチ結果の相互承認等の審査に関する協力に関して意見交換。両庁間ネットワークの構築・優先権書類の電子的交換のための機械化専門家会合の開催、模倣品対策に関する協力について合意。
12	2000 年 11 月	韓国 (テジョン)	日中韓三極特許庁協力や PCT 国際調査・国際予備審査に関する意見交換を行うとともに、日韓間の優先権書類の電子的交換、審査官交流や韓国特許庁審査官・審判官の派遣研修受入れ、意匠及び商標専門家会合の創設など人材交流に関する協力について合意。
13	2001 年 9 月	日本 (東京)	PCT 改革関連事項に関する議論を行うとともに、審査実務及び人材育成等に関する協力、機械化や模倣品対策に関する協力について意見交換。
14	2002 年 11 月	韓国 (ソウル)	PCT 改革や韓国のマドリッド協定議定書加盟などグローバルな問題に対する意見交換、特許審査官交流プログラムや PCT 英語出願に対する国際調査・国際予備審査管轄相互指定などの審査協力の検討を進めることについて合意。発展途上国に対する機械化協力や模倣品対策に係る協力について意見交換。
15	2003 年 12 月	日本 (東京)	サーチ結果の相互利用に向けた審査経過情報の電子的な交換、韓国特許庁のマドリッド協定議定書加盟後の運用状況、WIPO ファンドの運用状況、模倣品対策について意見交換。
16	2005 年 1 月	韓国 (テジョン)	各専門家会合の継続と共に、審査情報システム、研修等、業務管理などの協力を行うことで一致。日中韓特許庁間における日韓特許庁の連携強化を推進することを確認。PCT 料金問題・WIPO ファンドの運用状況・模倣品問題について意見交換。
17	2005 年 11 月	韓国 (テジョン)	日韓特許審査ハイウェイの実施について合意。中国に対して、制度・運用の改善と共に、サーチ・審査結果の相互利用の推進についても、日韓で協力して働きかけることで一致。WIPO ファンドの運用状況及び模倣品対策に関して意見交換。
18	2006 年 11 月	日本 (東京)	2007 年 4 月 1 日の日韓特許審査ハイウェイ開始に合意。特許分野の審査官会合の開催、特許制度の国際調和への協力を進めることで一致。
19	2007 年 11 月	韓国 (テジョン)	特許審査ハイウェイのネットワーク拡大、日中韓や多国間で協力を推進することに合意。機械化、知的財産権保護及びエンフォースメント分野の協力について意見交換。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
20	2008 年 8 月	日本 (東京)	特許、意匠、商標、機械化に関する専門家会合の継続的实施、多観点分類体系に関する情報交換、PLT 加入に関する相互協力、日韓人材育成機関間の交流、日韓大学知的財産管理専門家の交流について合意。
21	2009 年 12 月	韓国 (テジョン)	日韓人材育成機関間の協力覚書(MOC)締結に向けた作業開始に合意。三極会合(特許、商標)に関する情報共有、日韓の地理的表示の目録の交換、両庁における PPH の在り方について意見交換。

<日中韓特許庁長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	2001 年 9 月	日本 (東京)	WTO や WIPO での協力、知的財産制度の調和、サーチ・審査関連情報の相互利用等、三庁の政策対話での認識を共有。知的財産分野のグローバルな問題に対する認識等について意見交換。
2	2002 年 11 月	韓国 (ソウル)	日中韓機械化専門家部会(JEGA)の創設、中小企業を対象とした知的財産の管理・活用のためのセミナーの開催に合意。三庁に共通する課題についての意見交換。
3	2003 年 11 月	中国 (北京)	ASEAN 向けの共同セミナーの開催等の協力、特許審査基準等の審査情報の交換、機械化専門家部会において合意した、三庁の情報交換用ウェブサイトの構築、機械翻訳辞書の構築等について承認。
4	2004 年 11 月	日本 (東京)	ASEAN との人材育成、情報分野での協力について各国の状況を紹介。ワークシェアリング、制度調和等の国際的な知的財産権問題への対策、今後の三庁協力の在り方に対する意見交換。
5	2005 年 12 月	韓国 (テジョン)	サーチ・審査結果の相互利用を推進するための三庁協力の「ロードマップ」を作成することに合意。知的財産権のエンフォースメントをテーマとするシンポジウムを開催することに三庁が合意。
6	2006 年 12 月	中国 (北京)	ユーザーへのサービスの充実のため、優先権書類の電子的交換の検討、統計データ交換の充実、中小企業支援シンポジウムの開催に合意。
7	2007 年 12 月	日本 (東京)	「日中韓協力ロードマップ」に三庁が同意し、それに沿った協力に向けて意見交換。三庁共催 SME セミナーの開催に合意。

回数	開催時期	開催場所	会合内容
8	2009年 3月	韓国 (ソウル)	日中韓特許審査専門家部会(JEGPE)の創設、特許法及び審査基準の比較研究の開始に合意。日中韓三庁と五庁で関連する協力事項について連携を取りながら協力を進めることに合意。
9	2009年 12月	中国 (西安)	JEGPEにおいて、進歩性の比較研究を行うことに合意。日中韓人材育成機関長会合、日中韓意匠セミナーの開催に合意。特許審査ハイウェイを含むワークシェアリングについて意見交換。

<商標三極会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	2001年 5月	アメリカ (アーリントン)	日本のマドリッド議定書加入の経験と電子化の取組、USPTO及びOHIMの現状、日本の模倣品被害の現状及びエンフォースメントモンファイの取組に関する説明。
2	2002年 5月	スペイン (アリカンテ)	商品及びサービスの表示の標準化の可能性等に関する分類問題、インターネットに対応した商標制度の標準化についての検討。
3	2003年 5月	日本 (東京)	ニース国際分類の商品・役務名の表示に係る第35類の標準化の検討、米国のマドリッド協定議定書加入の準備状況の確認等。
4	2004年 5月	アメリカ (アレキサンドリア)	ニース分類の商品・役務名の表示に係る全類の標準化の検討。「商標三極ウェブサイト案」及び「商標三極ロゴマーク案」についての検討。
5	2006年 12月	スペイン (アリカンテ)	他国の知的財産権庁に対して、最近の三極商品役務表示分類プロジェクトを公開することに合意等。
6	2007年 10月	日本 (東京)	三極と中国商標局との協力の可能性を検討することを継続 次回以降も、運用関連事項のセッションに中国商標局がゲストとして参加することを合意等。
7	2008年 12月	アメリカ (アレキサンドリア)	三極間での協力を更に他国にも拡大する方法について議論。商標に関するシンポジウムを中国で開催することについてJP0の具体的な案を確認等。
8	2009年 12月	スペイン (アリカンテ)	OHIM提案の革新プロジェクトなどについて更に検討を進めるとともに、USPTOより三極で共通した「ステータスコード」の導入の提案があり、今後検討していくことで合意等。

<日中商標長官会合>

回数	開催時期	開催場所	会合内容
1	1996 年 12 月	中国 (北京)	両国の友好、協力の強化、発展は経済・貿易の発展に重要との見解で一致。商標事業の発展と繁栄を促進するため努力と貢献を行うことで合意。
2	1998 年 4 月	日本 (東京)	双方の過去 1 年の商標業務の報告、共通の関心事項、今後の協力等について議論。今後とも相互の商標関係の状況について情報交換を行うとともに、共通の関心事項について意見交換を行うことで合意。
3	1999 年 5 月	中国 (北京)	周知商標の認定方法や模倣品対策の進め方等について意見交換。また、商標を含む知的財産権の重要性について意見交換。
4	2001 年 3 月	日本 (東京)	双方の過去 1 年間の商標業務の報告、エンフォースメント問題等について議論。また、相互の人材交流が進んでいることを歓迎し、今後も継続していくことで合意。
5	2003 年 11 月	中国 (北京)	周知商標の保護状況・保護規定等に関する議論。日中間の人材交流の実績紹介と、中国から研修生受入れに対する今後の受入れについての要請。
6	2007 年 10 月	日本 (東京)	日中間で近年の商標制度・運用の改善状況等につき情報交換・意見交換。今後両国間で、審査・審判に係る業務効率化や IT 化における協力、両国での商標制度・出願手続等についての資料を共同で作成し両国出願人の情報提供を行うこと等に合意。
7	2009 年 1 月	中国 (北京)	中国の商標法改正案や、両庁による協力事業についての確認・検討。日本の地名、地域ブランド、周知商標、普通名称が中国で第三者により商標登録・出願されている問題について議論。